

1 検討の背景

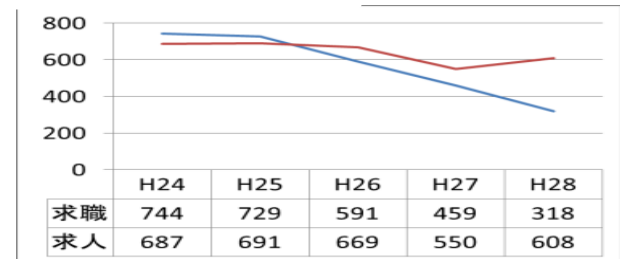
- ・厚生労働省の「准看護婦問題調査検討会報告（1996）」では、21世紀初頭の早い段階を目途に看護師養成制度の統合を提言
- ・准看護師制度を巡って様々な意見がある中、国では現在、カリキュラム改定に向けた看護基礎教育検討会の議論が進行
- ・こうした中、都では、数十年ぶりに准看護師養成所の新規開設に向けた相談があったところ
- ・今後、需給推計に基づく看護人材確保対策を進める上でも、准看護師養成のあり方に関する議論が必要

2 現状と課題

(1) 都内准看護師の需給

- ・卒後都内で准看護師として就業する割合は、約40%程度
- ・都内看護職員のうち、准看護師の割合は約10%
- ・求人数・求職数はともに減少傾向（右図）

【都内准看護師の求職・求人数の推移（人）】



(2) 都内准看護師養成所の状況

- ・養成所は20年間で18校が閉鎖、現9校中複数校が募集停止の意向
- ・要因は応募者の減、実習先や教員の確保が困難になったことなど
- ・全国では、神奈川県で養成停止、他県でも継続困難な状況

(3) 養成所の新規指定を求める動き

- ・指定にあたっては、需給上の必要性や計画の成熟度等について、国のガイドラインや専修学校規程等も踏まえて総合的に評価する必要があるが、具体的で統一された基準がなく合理的判断が困難

(4) 国における需給推計とカリキュラム改定の検討

- ・看護職員需給推計（6月に確定見込み）
地域医療構想における2025年の病床数の必要量に応じた看護職員数を都道府県ごとに設定
- ・カリキュラム改定（5月に看護基礎教育検討会最終報告、2022年から適用）
准看護師はコミュニケーション能力、介護施設等の多様な場での療養生活を支える能力、多職種と連携するための実践能力等を強化

3 検討の方向性

- ・需給推計とカリキュラム改定の議論を踏まえながら、准看護師養成の必要性や養成所の支援のあり方などについて、集中的な検討を行う必要があるのではないか。

※なお、既存カリキュラムによる指定を行う場合、①新カリキュラム適用までの期間が2年しかないこと、②新旧カリキュラムの二重基準で審査せざるを得ないこと、③将来に向けたあり方の議論に矛盾を来す可能性が高いことが問題となることから、新カリキュラム適用まで、准看護師養成所の新規指定は行わないこととしてはどうか。